

○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令（昭和六十年総理府令第一号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（風俗営業の許可申請書の添付書類）</p> <p>第一条（略）</p> <p>一〇八（略）</p> <p>九 法第四条第三項の規定が適用される営業所につき風俗営業の許可を受けようとする者にあつては、火災、震災又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号。以下「令」という。）<u>第七条各号に掲げる事由により営業所が滅失したことを疎明する書類</u></p> <p>十（略）</p> <p>十一 ぱちんこ屋及び令第八<u>条</u>に規定する営業を営もうとする者にあつては、次に掲げる書類</p> <p>イ〇二（略）</p> <p>（風俗営業の営業所の構造及び設備の軽微な変更）</p> <p>第二条（略）</p> <p>一〇四（略）</p> <p>（特定遊興飲食店営業の許可申請書の添付書類）</p> <p>第十七条 第一条（第十一号を除く。）の規定は、<u>法第三十一条の二十三</u></p>	<p>（許可申請書の添付書類）</p> <p>第一条（略）</p> <p>一〇八（略）</p> <p>九 法第四条第三項の規定が適用される営業所につき風俗営業の許可を受けようとする者にあつては、火災、震災又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号。第十一号において「令」という。）<u>第六条の二各号に掲げる事由により営業所が滅失したことを疎明する書類</u></p> <p>十（略）</p> <p>十一 ぱちんこ屋及び令第七<u>条</u>に規定する営業を営もうとする者にあつては、次に掲げる書類</p> <p>イ〇二（略）</p> <p>（構造及び設備の軽微な変更）</p> <p>第二条（略）</p> <p>一〇四（略）</p>

において準用する法第五条第一項の内閣府令で定める書類について準用する。この場合において、第一条第五号中「法第二条第二項」とあるのは「法第二条第十二項」と、「法第三条第一項」とあるのは「法第三十一条の二十二」と、同条第九号中「第七条各号」とあるのは「第二十三条において準用する令第七条各号」と読み替えるものとする。

(特定遊興飲食店営業の営業所の構造及び設備の軽微な変更)

第十八条 第二条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第九条第一項の内閣府令で定める軽微な変更について準用する。

(構造及び設備の変更等に係る届出書の記載事項)

第十九条 第三条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第九条第三項及び第五項の内閣府令で定める事項について準用する。

(構造及び設備の変更等に係る届出書の添付書類)

第二十条 第四条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第九条第三項の内閣府令で定める書類について準用する。

(特例特定遊興飲食店営業者の認定申請書の添付書類)

第二十一条 第五条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第十条の二第二項の内閣府令で定める書類について準用する。

第二十二条～第二十六条 (略)

(団体の届出)

第二十七条 法第四十四条第一項の規定による届出をしようとする団体は、その目的とする事業が二以上の都道府県の区域において行われる場合にあっては警察庁に、それ以外の場合にあっては警視庁又は道府県警察本部に、次条に規定する事項を記載した書類を提出しなければならない。

第十七条～第二十一条 (略)

(団体の届出)

第二十二条 法第四十四条の規定による届出をしようとする団体は、その目的とする事業が二以上の都道府県の区域において行われる場合にあっては警察庁に、それ以外の場合にあっては警視庁又は道府県警察本部に、次条に規定する事項を記載した書類を提出しなければならない。

2 (略)

(届出事項)

第二十八条 法第四十四条第一項の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一〜五 (略)

(電磁的記録媒体による手続)

第二十九条 第二十七条第一項の規定による警察庁への書類の提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式)その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体をいう。)及び別記様式第二号の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

2 (略)

(届出事項)

第二十三条 法第四十四条の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一〜五 (略)

(フレキシブルディスクによる手続)

第二十四条 第二十二条第一項の規定による警察庁への書類の提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び別記様式第二号のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。

2 | 前項のフレキシブルディスクは、工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本工業規格(以下この条において「日本工業規格」という。)X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。

3 | 第一項の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つて行わなければならない。

一 | トラックフォーマットについては、日本工業規格X六二二五に規定する方式

二 | ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇五

に規定する方式

三 文字の符号化表現については、日本工業規格 X〇二〇八附属書一に規定する方式

4 第一項の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本工業規格 X〇二〇一及び X〇二〇八に規定する図形文字並びに日本工業規格 X〇二〇一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いて行わなければならない。

5 第一項のフレキシブルディスクには、日本工業規格 X六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一 提出者の名称

二 提出年月日

別記様式第2号 (第29条関係)

電磁的記録媒体提出票

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令第27条第1項の規定により提出すべき書類に記載することとされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下のとおり提出します。

本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

国家公安委員会殿

提出者の名称及び事務所の所在地

- 1 電磁的記録媒体に記録された事項
- 2 電磁的記録媒体と併せて提出される書類

- 備考
- 1 「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、2以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載する。
 - 2 「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあつては、その書類名を記載する。
 - 3 該当事項がない欄は、省略する。
 - 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第2号 (第24条関係)

フレキシブルディスク提出票

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令第22条第1項の規定により提出すべき書類に記載することとされている事項を記録したフレキシブルディスクを以下のとおり提出します。

本票に添付されているフレキシブルディスクに記録された事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

国家公安委員会殿

提出者の名称及び事務所の所在地

- 1 フレキシブルディスクに記録された事項
- 2 フレキシブルディスクと併せて提出される書類

- 備考
- 1 「フレキシブルディスクに記録された事項」の欄には、フレキシブルディスクに記録されている事項を記載するとともに、2枚以上のフレキシブルディスクを提出するときは、フレキシブルディスクごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載する。
 - 2 「フレキシブルディスクと併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されているフレキシブルディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を併せて提出する場合にあつては、その書類名を記載する。
 - 3 該当事項がない欄は、省略する。
 - 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。